

独立行政法人酒類総合研究所 平成 30 年度計画

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）の平成 30 年度の計画は、平成 28 年度から始まった第 4 期の中期目標の期間の 3 年目としての位置付けを十分に認識し、中期計画の達成に向けて、年度ごとに達成すべき目標が定められているものは、その業務内容をより具体的に記載するとともに、5 年後の目標が定められているものは、その達成のための 3 年目の業務内容を定めることとする。

計画の実施に当たっては、「独立行政法人酒類総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」（平成 27 年 9 月 8 日財務省）及び「平成 27 年度末に中期目標期間が終了する財務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について（意見）」（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）の趣旨を十分に踏まえて行うものとする。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

研究開発業務の実施に当たっては、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、研究計画段階から国税庁と密接に連携し、研究開発成果の最大化に向けて取り組む。得られた成果については、外部評価結果などを活用し、自己評価を行う。

(1) 適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことを基本とし、適正課税、適正表示確保のため、次の取組を実施する。

イ 適正課税及び適正表示の確保のため、国税庁からの依頼を受けた試験、分析、浮ひょうの校正等については、依頼された期間内に速やかに実施、報告する。また、国税庁からの依頼に適切に対応するため、必要な分析手法の開発を行う。

ロ 国税庁からの依頼に基づき、国税庁所定分析法の改良に協力するとともに、国税局鑑定官室で行う分析の技能試験等を実施する。

酒類に関する分析法については、関連情報を収集するとともに、必要に応じて、「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」を改訂する。

ハ 酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、清酒醸造研修等年間 4 件以上協力する。

ニ 酒類の適正表示の確保、産地の特徴把握に資するため、ワイン関係では、日本国内の同一品種のブドウ果汁及びワインについて無機成分及び安定同位体比を分析し、産地による識別の可能性を検討するほか、海外産ワイン、日本ワイ

ン及び国内製造ワインの安定同位体比を比較調査する。清酒関係では、精米歩合、各種製造条件等の要因と清酒成分との関連について引き続き基盤的解析を進めるとともに、精米歩合の推定方法を検討する。また、海外産清酒及び国内産清酒の成分的特徴及び安定同位体比について調査するほか、酒類中の未同定成分については、引き続き同定を進める。

(2) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類の品質及び安全性の確保は、「酒類業の健全な発達」の実現のために重要であることから、国税庁及び関係機関と連携して次の取組を実施する。

イ 国税庁において定められた「酒類の地理的表示に関する表示基準」が改正されたことから、産地における酒類の特性を維持するための管理を支援するなど要請に応じて当該制度の適切な運用のための取組を実施する。

ロ 酒類業界等が主催する鑑評会、地理的表示の管理団体が行う品質評価等の業務については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査員の派遣、後援など必要に応じて支援を行う。

ハ 酒類の製造及び販売並びに酒造技術指導に従事する者に対して、清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。また、試験に合格し、かつ、申請書により清酒の官能評価経験等について一定の基準を満たしていると認められる者には清酒専門評価者の認定を行う。

ニ 酒類について、製造管理の視点から、汚染微生物が成分に与える影響や生育条件等を検討する。麴菌株の二次代謝物生産については、疎水性二次代謝物プロファイルデータの詳細な解析を行う。また、実用麴菌株を含む糸状菌の新しい育種法については、これまでに開発した基盤的技術の拡大のため、麴菌ゲノムの大規模領域欠損を試みる。

研究成果等を年数回国税庁へ情報提供するとともに、消費者等へ必要な情報を発信する。

なお、新たに酒類の安全性に関わる重大な問題が明らかになった場合は、優先して取り組む。

ホ 酒類の品質及び安全性を確保するため、国税庁からの依頼を受けた分析等については、依頼された期間内に速やかに実施、報告する。特に、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故により対応することとなった酒類等の放射性物質に関する分析については、酒類の安全性確保に資する観点から、引き続き適切に対応する。

(3) 技術力の維持強化の支援

日本産酒類の競争力を更に高めることにより、クールジャパンを推進する観点から、酒類製造者の技術力の維持強化の支援のため、公設試験研究機関や製造関係者等の要望を幅広く踏まえつつ、研究開発、鑑評会、講習の各種取組を次のとおり実施する。

イ 特徴ある製品開発等に向けての技術力の強化を支援するため、次の研究開発を実施し、その成果を広く普及するとともに、酒類製造者による活用を目指す。また、要望に応じ、醸造微生物の保存を実施する。

清酒の製造技術の向上に資するため、引き続き清酒の品質を特徴付ける成分を解析し、官能評価との関連性について検討する。

酒類原料については、精米歩合及び米品種による原料米タンパク質組成への影響について解析する。

醸造用酵母については、ゲノム情報の蓄積と系統解析、各種醸造特性指標の解析等を引き続き進めるほか、精密識別マーカー候補の評価と実用性を検討する。また、酵母の特性を効率的に把握できるメタボローム解析手法を用い、優良清酒酵母の効率的な育種方法について検討する。

焼酎黒麹菌については、有用実用黒麹菌株育種技術としての有性生殖の可能性について引き続き検討するほか、主要転写制御因子破壊株ライブラリを活用した黒麹菌有用形質の解析を行う。

エタノールのJカーブ効果を引き続き検証するほか、酒粕やその機能成分の疾患予防効果を検証するとともに、酒粕中の機能性成分の解析を行う。

ロ 酒類醸造講習については、意欲のある醸造技術者を育成するため、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成の観点とともに、業界ニーズも踏まえつつ、酒類総研の最新の成果を取り入れるなど、内容を充実させることとする。清酒コース、清酒短期コース、短期製麴コース、本格焼酎コースを日本酒造組合中央会と、ワインに関しては、業界のニーズを踏まえ、第4期中期目標の期間当初の予定に追加してワイン短期コースを日本ワイナリー協会との共催で実施する。

ハ 酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、業界ニーズを踏まえつつ、鑑評会を関係業界団体との共催により実施する。審査方法及び審査基準の公開、品質確保に資する理化学分析の実施、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

また、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、共催相手の意向に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰するとともに、出品酒の酒質等の傾向は酒類総合研究所報告に掲載する。

(4) 日本産酒類の輸出促進

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指すこととされており、日本産酒類の輸出促進のため、次の取組を実施する。

イ 清酒の貯蔵劣化臭であるDMSの前駆物質低生産酵母の普及を目指し、分析や試験等を行う。また、本格焼酎の品質を特徴づける成分の解析を引き続き進める。

ロ 福島第一原子力発電所の事故を受け、依然として輸入規制を継続している国があることを鑑み、輸出酒類の放射性物質の分析を国税庁と連携して実施する。

ハ 台湾向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインに関する受託分析及び証明書等の発行については、関連情報の収集に努め、分析精度管理を行い適切に実施することとし、受付日から20業務日以内に結果を通知する。

ニ 日本産酒類の安全性、特性や魅力を幅広く発信するため、日本酒ラベルの用語事典、お酒のはなしや多国語版リーフレット等の活用拡大、英語版ホームページの充実等を実施する。

ホ 日本産酒類の魅力や正しい知識の海外への発信力を強化する観点から、海外の酒類教育機関等への協力、海外の酒類コンクールへの審査員の派遣などを実施する。

ヘ 日本産酒類に係る英語表現の標準化については、これまでに作成した清酒、焼酎の英語表現リストの活用を図るとともに、利用者からの意見を参考に改訂する。

ト 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）において示された、日本産酒類の競争力強化・海外展開推進を図るため、国税庁と連携し、酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験等を進める。

(5) 地域振興の推進

イ 酒類の地域ブランド確立に資するため、次の研究開発を実施する。

原料米については、各地域で育成・栽培された酒造用原料米の醸造適性試験及び気象データからの米質予測のほか、原料米の簡易溶解性判定方法の開発に引き続き取り組む。また、ワイン用ブドウについては、栽培地の違いによる、

フェノール化合物、香気成分等の蓄積への影響を検討する。

なお、要請に応じて、地域における技術基盤の強化及び新規な醸造微生物や酒類等の開発を引き続き支援する。

ロ 地域の要望も踏まえ公設試験研究機関、大学、業界団体等との交流や連携を積極的に行う。また、国税局鑑定官室と連携して公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換を行い、得られた課題等のうち、酒類総研が実施すべきものについては業務に反映させ、確実に実施する。

ハ 公設試験研究機関等と連携し、セミナーの共催実施、講師派遣など地域ブランド確立を支援する取組を実施する。

ニ 地域の活性化に積極的に貢献するため、各種団体等と協力してイベント等への参加などを行う。

(6) 関係機関との連携の推進

酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めるよう、関係機関と連携して次の取組を実施する。

イ 民間機関等との共同研究を積極的に進め、年 30 件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

ロ 博士課程修了者（ポストドクター）及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者または研修員を受け入れる。

ハ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるという観点から産学官連携の交流会、フォーラム等に積極的に参加するとともに、講師を派遣し連携を推進するほか成果の普及を図る。また、国立大学法人教員等への職員の就任を受け入れるとともに、公的機関及び民間団体等からの要請に応じて各種委員に就任し、酒類に関する専門家としての立場から社会的貢献を行う。

ニ 保有する微生物資源、麹菌の EST 解析に用いた cDNA 等の遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、分譲規程に基づき、要請に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から 10 業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存については、担当部門が責任を持って行うとともに、保存菌株及び関連情報の充実に努める。

ホ 日本醸造学会など関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年15件以上行い、社会への知的貢献を行う。また、一部の研究会については、事務運営を支援する。

へ 海外酒類教育機関、国際機関と連携し、要請に応じてセミナー等の開催や講師の派遣等を行う。

(7) 情報発信・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する専門知識等の内外への普及・啓発を図っていくため、次の取組を実施する。

イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、論文については、その概要を四半期毎にデータベース化し、ホームページで公表する。また、特許については、職務発明の内容等を精査した上で、費用等も考慮して必要と判断したものについて出願する。なお、酒類産業の振興につながる知見、技術については、国税庁と連携して酒類業界等への普及を図る。特に重要な成果に関しては、マスコミに情報を提供する。

ロ 研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒類総研の成果、業務等を消費者にも分かりやすく解説した広報誌「エヌリブ」を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。

ハ 行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理して冊子やインターネット等の各種媒体を通じて情報を提供する。また、消費者等を対象として、酒類に関する知識等を広く普及するため、講師派遣などの取組を実施する。

ニ 酒類総研の研究成果等を関係者に広く周知するため、「酒類総合研究所講演会」を開催する。清酒製造業者等が多数集まる全国新酒鑑評会製造技術研究会の開催に併せて行うとともに、内容の工夫にも努める。

ホ 国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。

へ 酒類及び酒類業に関する消費者等からの問合せについては相談窓口を設け、問合せ内容に応じて担当の職員が対応するよう調整を行う。また、問合せに対しては、原則として翌業務日までに処理する。

ト 科学技術に親しみ、酒類に関する理解を深める機会を国民に提供するため、

酒類製造実験棟の見学を積極的に受け入れる。公開に当たっては、ホームページ等により見学案内を広く一般に周知するとともに、分かりやすい展示や平易な説明を行い、見学者の酒類に対する関心と理解を深める。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開にも参加する。

チ 公設試験研究機関、民間等からの受託分析等については、酒類総研が開発した手法によるものや高い分析精度が求められるものなど酒類総研で直接実施する必要が高いものについて実施し、それ以外は民間分析機関等を紹介する。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改革

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等に準じ、ICTの活用による業務・システムの最適化や業務実施体制の見直し、情報提供の充実化などの業務改革に、適切な情報セキュリティ対策を踏まえつつ取り組む。

研究及び調査において必要となる分析のうち、民間に依頼した方が効率的なもの等酒類総研が直接実施する必要性が高くないものについては、引き続き、民間事業者等に分析を委託する。

(2) 経費の削減

既存の業務の見直しや外部委託可能なものについて外部委託の推進を図るなど業務運営の一層の効率化により、一般管理費及び業務経費(人件費(退職手当等を含む。))を除く。)の削減に努めることとし、平成29年度予算額に対して0.5%以上の削減を行う。

(3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手段による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付総管査第284号)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することを通じて、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、立地条件も配慮しながら、共同調達の拡大等に向け、引き続き検討を行う。

(4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

(5) 組織再編

東京事務所は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政府関係機関の地方移転として、東広島市からの移転提案を受け、「政府関係機関の地方移転について」に基づき、平成 27 年 7 月 10 日に広島事務所内に移転の上、廃止した。

なお、広島移転に係る政策の効果については地域活性化につながる取組を総合的に判断する。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入の確保等

自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行う。

なお、新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化するほか、共催で実施する業務のうち赤字のものについては、その解消に向けて取り組む。

特許権については、開放特許情報データベース等の技術移転活動を活用するとともに、積極的な広報による普及を図り、特許契約の確保に努める。また、特許権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。

(2) 保有資産の管理

イ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

ロ 研究施設・機器等については、計画的に整備するとともに、所有する研究施設・機器等のうち供用可能なものについては、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用する。

(3) 運営費交付金の会計処理

独立行政法人会計基準(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定)の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされた。

収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を行って、PDCA による業務の効率性を検証し、会計情報を用いたマネジメントの実現に資する。

- (4) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
財務に関して定める予算、収支計画及び資金計画は、予算【別表1】、収支計画【別表2】及び資金計画【別表3】とする。
- (5) 短期借入金の限度額
運営費交付金等の入金が遅延、予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給その他不測の事態により資金の不足が想定される場合は、限度額を300百万円として短期借入金を借り入れることができる。
- (6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
なし。
- (7) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし。
- (8) 剰余金の使途
剰余金は、研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。

4 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 内部統制の充実・強化
- イ 業務資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、効率的かつ効果的な運営が図られるよう、理事長のトップマネジメントの下、内部統制についても更に充実・強化を図る。
- ロ 内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメント及び内部監査を適切に実施するとともに、その結果を業務運営に適切に反映させる。
- ハ 内部統制推進及びリスク管理に関する内部規程に基づく取組を実施するほか、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、役員会や部門長会議等による定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、理事長のトップマネジメントを発揮することにより、その結果を業務運営に反映させる。その際、外部有識者による助言を受けること等により、客観的で透明性を確保した運営を行う。
- ニ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針や、独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準と位置

付けられた「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 28 年度版）」等を参照し策定した情報セキュリティに関する規程に従い、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムの安全性の確保及び信頼性の向上のためのリスク管理を行う。

ホ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。また、研究及び調査については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）に従い、中間評価を実施する。

へ 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(2) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の改修は計画的に実施する。

(3) 人事に関する計画

業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員数の抑制に努めるとともに、酒類総研の人材活用等に関する方針に基づき、女性・若手研究者の活用を促進するとともに、研修等を通じた人材育成及び職員に対する適切な業績評価の推進を図る。

(4) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生に対する所内研修の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(5) 積立金の処分に関する計画

第 3 期中期目標の期間からの繰越積立金は、第 1 期中期目標の期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中期目標の期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却及び除却に要する費用に充当する。

【別表 1】

平成 30 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	961
受託収入	20
その他収入	49
計	1,031
支出	
業務経費	333
一般管理費	232
人件費	446
受託費用	20
計	1,031

(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費については、期間中総額 357 百万円を支出する予定である。

【別表 2】

平成 30 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	1,046
經常経費	1,046
業務経費	273
一般管理費	203
減価償却費	105
人件費	446
受託費用	20
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1,046
運営費交付金収入	872
受託収入	20
その他収入	49
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	105
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

（注） 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表 3】

平成 30 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1,031
業務活動による支出	942
投資活動による支出	89
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,031
業務活動による収入	1,031
運営費交付金収入	961
受託収入	20
その他収入	49
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。